愛知県病院事業庁入札心得（物品の製造等）

（趣　旨）

第１条　愛知県病院事業庁が発注する物品の製造・販売、物品の買受け又はその他（以下「物品の製造等」という。）の契約に係る競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項は次のとおりである。

（仕様書等）

第２条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書案、現場及び添付書類を熟覧のうえ入札しなければならない。

２　入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（入札保証金）

第３条　入札参加者は、入札執行前に、見積金額の 100 分の５以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、愛知県病院事業庁財務規程（平成 16 年愛知県病院事業庁管理規程第 25 号。以下「財務規程」という。）第 144 条に該当する場合は、この限りでない。

２　入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

３　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に、還付する。

４　入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。

（入札の方法）

第４条　入札参加者は、入札書を提出する際、あらかじめ指示した様式による入札書を提出しなければならない。

２　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（総価契約において、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（入札書の提出）

第５条　入札書は封筒にいれ、封緘のうえ入札者の住所及び氏名を表記し、封筒表面中央部に入札件名及び開札日時を記載のうえ、入札書受領期限までに提出しなければな

らない。この場合において、入札書に仕様等を添付することとされた入札又は特定商品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあっては、当該関係書類を指定の日までに契約担当者に提出しなければならない。

（入札の辞退）

第６条　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1)　入札執行前にあっては、辞退する旨を明記した入札書を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札書受領期限までに到達するものに限る。)により提出する。

(2)　入札執行中にあっては、辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出する。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第７条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第８条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

第９条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2)　所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3)　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

(4)　入札に際して連合等による不正行為があった入札

(5)　同一事項の入札に対し二つ以上の意思表示をした入札

(6)　記名及び押印のない入札

(7)　入札書の記載事項が確認できない入札

(8)　仕様書等を添付することとされた入札にあっては、当該仕様書等が審査の結果採用されなかった者のした入札

(9)　特定商品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった者のした入札

(10)　入札書の首標金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

(11)　その他入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反した入札

（落札者の決定）
第 10 条　落札者の決定方法は次のとおりとする。
(1) 買入れ借入れ等、県の支出の原因となる契約にあっては、予定価格制限の範囲内で最低の価格（地方自治法施行令第 167 条の 10 第２項の規定により最低制限価格を定めた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格）をもって入札した者
(2) 売払い貸付け等、県の収入の原因となる契約にあっては、予定価格制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者
（再度入札）
第 11 条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行う。
（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第 12 条　開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
２　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札に関係のない職員にくじを引かせることとする。
（契約保証金）
第 13 条　落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、財務規程第 116 条に該当する場合は、この限りではない。
２　落札者は、前項ただし書きの場合において、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された理由が県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該履行保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。
３　契約保証金に代わる担保として定期預金債権を提供するときは、当該債権に質権を設定し、当該定期預金証書及び当該定期預金債権の債務者である金融機関の確定日付けのある承諾書を提出しなければならない。
４　契約保証金に代わる担保として銀行等又は保証事業会社の保証を提供するときは、当該保証を証する書類を提出しなければならない。
５　落札者は、還付を受けるべき入札保証金をその納付すべき契約保証金に充当することができる。
６　契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。
７　契約保証金を納付した者は、契約保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。
（契約書の提出）
第 14 条　落札者は、落札決定後遅滞なく契約担当者から交付された契約書に記名押印

し、契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。

２　落札者が前項に違反して契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失う。

（異議の申立）

第 15 条　入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（電子入札）

第 16 条　電子入札システムを利用した入札を行う場合の取り扱いは、愛知県病院事業庁物品等電子調達実施要領の規定を優先するものとする。

（その他）

第 17 条　入札に参加しようとする者は入札心得によるほか、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法等関係法令及び財務規程を熟知し、入札しなければならない。